

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に採用され、B所在の会社の工場（以下「工場」という。）において、ロボット作業員として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、工場における爆発火災事故（以下「本件事故」という。）の発生により負傷した。

請求人は、同日、C病院に受診し、「全身熱傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を支給する旨の処分をするとともに、給付基礎日額を〇円（平成〇年〇月〇日以降は〇円）として、休業補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、これを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算定した〇円（平成〇年〇月〇日以降は〇円）を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、ハローワークの求人票に明記されていた「時給〇円」の条件に応じて入社したにもかかわらず、実際にはそれより低額の賃金しか支給されておらず、会社に対して、求人票どおりの時給〇円での賃金を支払うよう求めていたところ、本件事故に遭遇したものであることから、同求人票どおりの時給によって給付基礎日額を算定すべきである旨主張するので、以下検討する。

(2) まず、ハローワークの求人票は、労働契約申込みの誘引に過ぎず、それ自体が直ちに労働契約の内容となることを予定するものでないと解することが相当である。

(3) 次に、本件については、①請求人が会社に採用された当初の時給を「〇円」とする雇用契約書を確認できる一方で、請求人の時給が〇円であることについては客観的に裏付ける資料を確認できない。

そうすると、請求人と会社との間で、請求人の時給を〇円とする労働契約が有効に成立していたとまでは言えないことから、請求人の上記(1)の主張は採用できず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、監督署長が算定した請求人の給付基礎日額は妥当なものであると判断する。

(4) なお、本件のように、賃金額について、請求人と会社との間で争いがあるとしても、当審査会は、かかる争いを判定する機関ではない。また、請求人のその余の主張についても、子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人の給付基礎日額を〇円（平成〇年〇月〇日以

降は〇円) と算定して、休業補償給付を支給した監督署長の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。